都市建設環境常任委員会

説明資料

所管事務調査　上下水道事業に関する調査
（上下水道局土地取得から現在に至るまでの経緯について）

令和4年3月15日(火)

上下水道局　総務課

平成15年訴訟で当局が提出した証拠書類一覧

証拠番号	書類の名称	ページ数・資料番号
1	那覇市水道の図	2・資料1
2	土地所有権関係資料蒐集に関する件	5・資料2
3	土地所有権証明	9・資料3
4	土地所有申請書	14・資料4
5	土地所有権証明書交付簿	15・資料5
6	登記簿(全部事項証明書)	17・資料6
7	文献及び写真	19・資料7
8	1945年(昭和20年)1月3日撮影の航空写真	22・資料8
9	1945年(昭和20年)12月10日撮影の航空写真	25・資料9
10	土地賃貸借契約書	29・資料10
11	字区域変更及び改称許可申請	31・資料11
12	保安林解除調書(真和志村字天久壱四〇壱) 保安林解除調書(真和志村字天久壱四参四) 保安林解除申請書(前2筆) 議決書(　〃　) 保安林解除図(　〃　)	33・資料12
	平成16年2月13日付け準備書面（１）	43・資料13
	平成16年2月13日付け証拠説明書	45・資料14

字上之屋が地籍字として確立した時期について

・字区域変更及改称方に関する件
・字区域変更及改称許可申請書
・許可書

P47・資料15　出典：那覇市史資料編第3巻1

久高議長提出資料に対する調査結果

P50・資料16　参照

那覇市水道誌

[redacted]

那覇市水道之圖

淨水場平面　縮尺四百分之壹

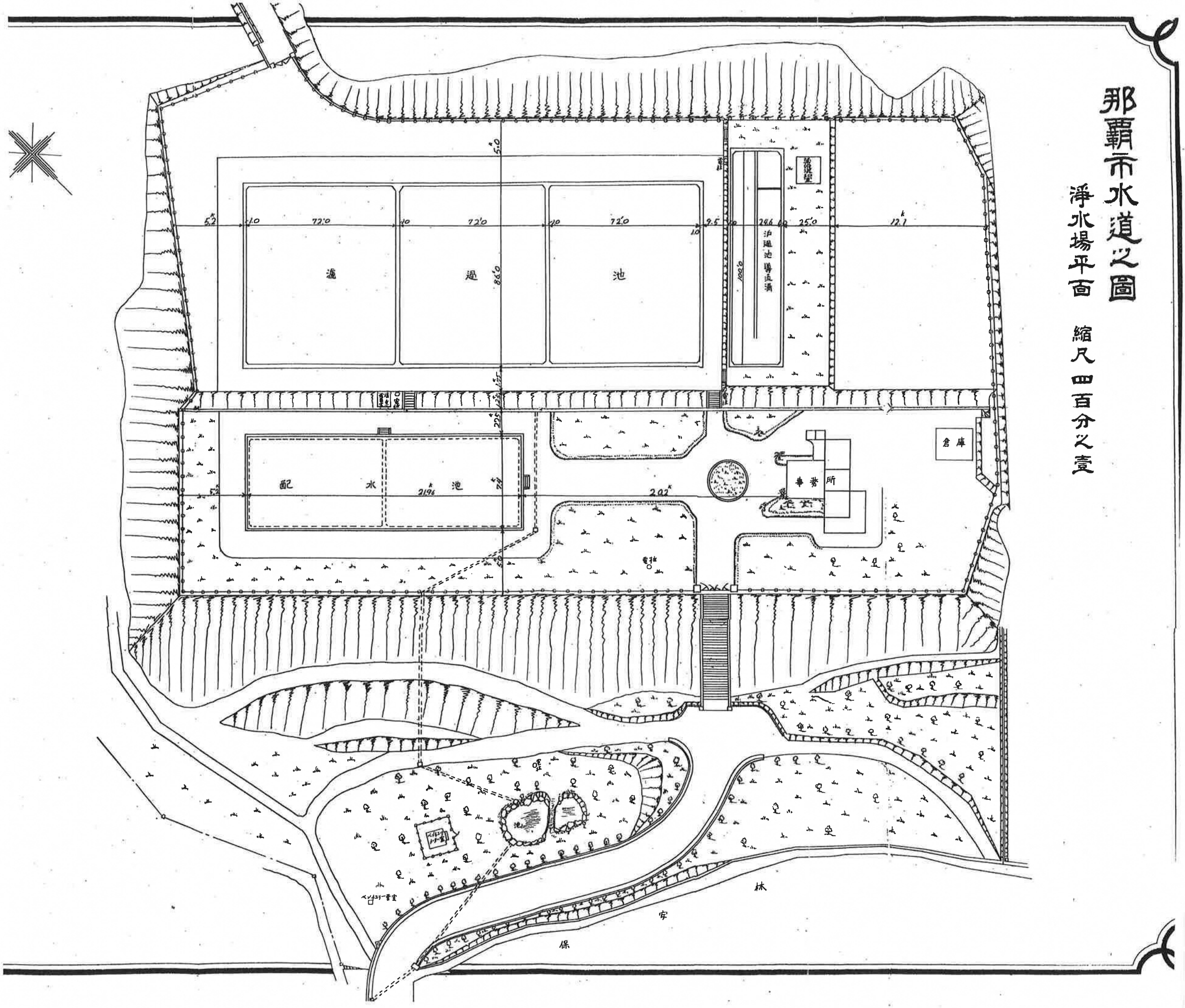

水道制度100周年記念

昭和十年四月二十五日印刷
昭和十年四月三十日 發行
平成二年一月二十二日再版発行

（非 賣 品）

編輯兼發行者
那覇市役所

復刻者
那覇市水道局
那覇市寄宮二丁目三二―一
TEL 三二―四一七一

印刷者（復刻）
合資会社 精印堂印刷
那覇市真地三九九―三
TEL（〇九八八）三二―一三二一

土地連の歩み

創立三十年史

資料編

及び復帰担当将校の責任とする。

ロイヤル　ファーマン

依命通牒

南西諸島及びその近海住民に告ぐ（エリオット・バックマスター軍政長官の就任）

（一九四六年二月十三日　米国海軍軍政府特別布告第六号）

米国合衆国太平洋艦隊司令長官が発した指示に基づき、よって本官、米国海軍少将、エリオット・バックマスターはジョン・デール・プライス氏に代り沖縄海軍作戦基地司令官となり軍政長官の職務をここに継承し、軍政府に関するすべての事項に関し、ここに米国合衆国太平洋艦隊司令長官の代行者となる。

米国合衆国海兵隊大佐チャールズ・イラー・ムレーを軍政副長官に任命する。

軍政府がこれまでに発行した布告、命令及び布令は凡て引き続いて効力を有する。

特別布告第二号に代る本布告は一九四六年二月十三日からこれを施行する。

軍政長官

沖縄海軍作戦基地司令官

米国海軍少将

エリオット・バックマスター

材木の消費節減

（一九四六年二月十三日　米国海軍軍政府本部指令第一一七号）

1　軍政府が住宅、病院及び工場その他に使用することを認められている輸入材木の数量は極めて限られており、しかも現在使用を認められている数量が使い果たされたときに、これ以上入手できるという保証は全くない。

2　従って、地区その他当本部管内の諸部隊は、材木の消費を常に最大限度に節減することが絶対に必要である。

3　地区隊長及び各部長は、材木を使用する建物の建築作業又は建築要求を最小限度一杯に押えるとともに、更生資材で利用できるものはもちろん茅その他の地元産資材をできる限り最大限に使用すること。

指示に依り

ロイヤル　ファーマン

✓土地所有権関係資料蒐集に関する件

（一九四六年二月二十八日　米国海軍軍政府本部指令第一二二号）

一、沖縄に於ける土地所有権決定の準備として関係資料の蒐集は総務部の責任とする。

二、各村長は沖縄諮詢会総務部の監督の下に各村に五名の村土地所有権委員及び各字に十名の字土地所有権委員を任命すること。

三、土地所有者は所有土地の申請書を該土地隣接の所有者たる保証人二名の連署を以て字所有権委員会に提出すること。土地所有者は嘗て自らの保証人たりし人をして己の保証人たらしめる事を得ず。

四、字土地所有権委員会は凡ての土地所有権の調査をなし之を村長に報告するものとす。字土地所有権委員会は必要に応じ土地所有権調査に関し他の字所有権委員会と協議することを得。

五、村土地所有権委員会は公有地並びに所有権未確定の土地を調査し記録を作成し之を村長に報告すべきものとす。村土地所有権委員会は必要に応じ土地所有権調査に関し他の村土地所有権委員会と協議することを得。

六、村長は村及び字土地所有権委員会に命じて特殊地域の状況を調査せしむることを得。

七、村長は各村及び各字五名の調停委員を任命するものとす。

土地所有権に関する係争は各調停委員会に提出さるものとす。

八、土地所有者死亡若しくは行方不明の場合は親等の近き者前所有者に代りて之を処理するものとす。親族皆無の際は村土地所有権委員会は之を調査し村長に報告するものとす。

九、沖縄諮詢会総務部は十名より成る中央土地調停委員会を設置し該部長は職種により其の委員長たるべし。県有地並びに日本帝国々有地に関

する係争及び二ケ村若しくはそれ以上の土地所有権委員会において協議されたるも猶決定し能はざる土地の係争は中央土地調停委員会に提出して裁断をあおぎ該調停委員会は之を沖縄諮詢会総務部に報告するものとす。

十、村長は受理したる資料を整理し、沖縄諮詢会総務部の精査を受くるを要す。村長は土地所有権委員会に依って認定されたる土地を表示せる地図を沖縄諮詢会総務部へ提出するものとす。

依命通牒

ロイヤル　ファーマン

琉球軍政府の組織及び運営手続

（一九四六年三月十八日米国海軍軍政府本部指令第一二九号）

参照：(a)　一九四五年三月一日付 Cincpac-Poa 書簡〇八二五

(b)　一九四五年十二月十二日付 Cincpac-Poa 書簡五二八五五

使命

1　参照書簡(a)は、琉球軍政府設立の根拠となった行政、経済及び財政に関する基本指令である。参照書簡(b)は、太平洋方面における海軍軍政府の使命に関する最近の書簡であり、左記はその一部である。

〃停戦に伴い、軍政府は正式の権限により恒久的な民行政機関が設けられるときまでこの占領地を引続き統治し、その間左記の措置を講じて米国政府発表の政策を実施することは米国海軍軍政府の使命及び任務とする。

(a)　破壊された財産及び施設を復旧する。

(b)　保健衛生を継続的に改善する。

(c)　自治体を早期に確立する。

(d)　沖縄人住民に利益をもたらし、かつ沖縄人住民が可能な限り最高の経済自立を遂げる助けとなる方針に沿い、貿易、工業及び農業の健全な経済開発計画を策定する。

(e)　沖縄人の能力、素質及び地元の環境に適応し、かつ前記目的の早期達成の助けとなる教育計画を樹立する。

組織

2　琉球軍政府の命令系統は、左記のとおりである。

(a)　軍政府長官　太平洋方面米国陸軍司令長官が、琉球軍政長官を兼ねる。

(b)　首席軍政官　沖縄海軍作戦根拠地司令官が、最大限の立法権、行政権及び司法権を含めて、軍政長官の権限を行使する。

(c)　軍政府副長官　沖縄米国海軍軍政官府指揮官が、琉球軍政府副長官として沖縄海軍作戦根拠地司令官を補佐する。琉球軍政府副長官は、住民を直接統治し、琉球海軍軍政府の使命達成について沖縄海軍作戦根拠地司令官に対し責任を負う。

3　軍政府構成員は、海軍将兵、米国海兵隊付属憲兵隊、米国陸軍通訳隊、その他そのつど指定される施設（例・設営隊）から成る。

4　琉球軍政官府副長官所轄の米国海軍軍政府の内部組織は、左記のとおりである。

行政部
- 行政係官
- 行政係官補佐
- 行政係官行政補佐
- 通信郵便係官
- 海軍作戦根拠地連絡係官
- 福祉保養係官
- 牧師
- 広報係官
- 本部司令
- 人事係官
- キャンプ隊長
- 視察官

総務部
- 統治係官
- 再定住送還係官
- 言語係官
- 労働係官
- 住民救済係官
- 地域総務係官

経済部
- 経済係官
- 工業係官

土地連のあゆみ＝創立三十年史＝

資料編

昭和六〇年八月二八日　印刷
昭和六〇年八月三〇日　発行

発行　社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会
〒九〇〇
那覇市久米二丁目七番地の三
電話（〇九八八）六八―六二七〇

編集　土地連三十周年記念誌編集委員会

印刷　（有）潮印刷
〒九〇一―二一
浦添市伊祖九〇一―二四九
電話（〇九八八）七八―五六六六

土地連のあゆみ

創立三十年史

資料編

の建築に対しては軍政副長官の許可

第二条　何人と雖も建築を希望する者はその新築場所の所管市町村長から建築許可を求めなければならない。

事務所、病院、診療所、倉庫及び学校等沖縄民政府又は市町村官用の建物は建築禁止地域以内に軍政副長官の認可を求めて建築できる。

第三条　一、左記の規定に準ずる場合は建築許可を付与することは出来ない。

(イ)　本令の第一条に規定されてある特別な許可を得た場合を除いて計画する建物が現軍用地域又は軍事施設の最大境界以内の場所に置かれる場合

(ロ)　建物の場所が弾薬又は爆薬集積地から五〇〇ヤード（約四五八米）以内又は送油管路から十五呎以内に計画される場合

二、軍政府地図A号に依る指定地域内に現存する民家及び建物は其の儘当地に所在することを許されるが、将来に於て軍用開発のために其の土地から人家の撤去が必要となれば当地からの移動を免れないことを諒解しなければならない。斯かる場合には所管の市町村長を通じて充分の予猶を与えるべく通告する。

第四条　農耕に対して本令の触れる程度は左記の項に準ずる。

(イ)　耕作は現軍用土地の最大境界に達する地線まで許される。

(ロ)　軍用土地内に於ける耕作は当地所管の軍部隊指揮官の判断によって許される。茲に本令を以て各軍用地域及び軍事施設の指揮官に対し各々管轄土地内の耕作を許容する権利を委任する。尚一旦与えた耕作許可は一応軍政副長官の認可なくして取消しにすることはできない。

(ハ)　軍政府地図A号に軍用のため将来必要と指摘されている限定地域内に現在行なわれている耕作はその儘続行できる。但し、将来その土地が軍用上必要となった場合、農業者はその農作を止めてその土地から撤去することを免れないことを心得なければならない。然る場合には所管の市町村長を通じて充分の予猶を与えるべく通告する。

第五条　現在の軍用地域の中或るものは将来に於いて放棄され、又或る施設は現在の地点から軍政府地図A号の指定地域に移動される。これが実施される場合にはその軍用土地は住民に開放すべく、逐次沖縄群島知事所管庁を通じて公告する。

第六条　本令の内容を速やかに全住民に周知させることは各市町村長の責任である。更に軍政府から本令に対して変更、削除及び追加事項に関する指示が発せられた場合も、それを速やかに住民に通告しなければならない。

第七条　一九四九年八月十八日公布の軍命令第一号はこれを以て無効とする。

第八条　本令は一九五〇年二月一日から施行する。

軍政長官の指示により

軍政副長官　米陸軍准将

ハーリー・B・シャーマン

土地所有権証明

（一九五〇年四月十四日米国軍政府本部特別布告第三六号）

沖縄群島民に告げる。

沖縄に於ける土地所有権の申請は過去三カ年の間、一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二一号首題「土地所有権関係資料蒐集に関する件」に従い村或いは字土地所有権委員に提出せられ各村長は各村及び各字に五名からなる調停委員会を設置し該委員会は所有権請求の効力を認定するため紛争を聴取し沖縄民政府に対し、各村長から土地所有権の申告及び紛争の聴取も充分に完了し、土地所有権の証拠となる証明書の発行を進める時期に達している旨報告された。

故に余、琉球諸島軍政長官米国陸軍少将ジョセフ・R・シーツは茲に土地所有権の認定及び証明を促進援助し、土地の使用及び所有権に関する一切の問題の解決に当り公正的処置を助長するため沖縄住民が当地に於ける土地所有権認定、証明及び登記の計画を進め完成するよう布告する。

第一条

一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二

一号による土地所有権申請の提出は一九五〇年六月三十日以前に行なうべきものとし、此の日は村或いは字土地所有権委員会に対する土地所有権申請の最終期日にする。其の後所有権の主張は訴訟として当該管轄巡回裁判所に於いて訴求しなければならない。

第二条

一九五〇年二月一日付軍政府指令第一号により設立された中央土地所有権認定委員会の委員は各村土地所有権委員会に於ける土地所有権申請の蒐集、調査及び地図作成の正確性を確定するため其の帳簿を審査する。村土地所有権委員会の仕事が基準要件にかなえば中央土地所有権認定委員会に土地所有権の未記入証明用紙を村土地所有権委員会に交付し証明計画を遂行するよう指示する。

第三条

一、村土地所有権委員会は未記入証明用紙を受理した後、字土地所有権委員会の助力を以て、土地所有権申請人の申請書原本に含まれる資料及び申請人が所有権を承継した前所有者の氏名及び取得の日付に関する申請人の申述に基づいて、先ず争いのないものから未記入証明用紙の空白部分に記入する。当該財産の位置を記述する申請人の原図は相違点を指摘する註と共に証明書に転記する。その後署名を除いて完成された土地所有権証明書は一括保管し公示を以て三十日間一般の縦覧に供される。其の間に異議ある者は同一の土地に対して権利を主張するための書面による申請通知を村字土地所有権委員会に提出する機会を与えられる。各村委員会は予め其の通知の指定期間を公示する。

二、一定の土地に対し申請が二件以上もある場合は所有権証明書を発行しないで、村所有権委員会は申請人に対し権利に関し争いあること、関係申請人の氏名及び権利認定のためには当該巡回裁判所に訴訟を提起する必要のある旨を通知する。所有権証明書の代りに此の通知の写を土地登記簿に綴込み。権利確認の宣告によって最終的決定を見るまで留置き、有効な所有権証明書は其の時、裁判所の決定通り真の所有者に交付される。

第四条

一、土地所有権証明書を公示して縦覧に供した後、該証明書に異議又は争いがない限り、村長はこれを承認して署名捺印し申請人たる土地所有者に交付しなければならない。

二、証明書原本により通知用謄本三通を作成し、その一通には表面に「土地登記所」と明記し他の一通には「税務署」更に他の一通には「中央土地事務所」と記入し、村長は各通を表示された関係庁に送付する。

第五条

かくして署名された証明書は適法な土地所有権の証拠として認められる。但し、其の後当該裁判所の正規裁判手続によりそれに優先する所有権が認定される場合はこれに従わず、かかる場合は当該裁判所から確認された其の所有権は村長の発行した争いのある証明書に優越する。

第六条

一、承認された土地所有者に対し優先的所有権の主張をなし、彼の所有権の有効性を争おうとする者は巡回裁判所に訴え提起しなければならない。そして土地の真の所有権は裁判所の正規の手続と宣告によって決定される。

二、此の場合、手続中の裁判所の書記は土地登記所、税務署、中央土地事務所に訴訟が続行中である旨の通知書を送付する。この通知書は総ての関係者に該土地所有権に関し訴訟が継続中であり、該所有権は係争されている旨を通告するものである。

三、所有権に関する紛争を解決する裁判所の宣告は其の判決によって認定された土地の真正の所有者を記録上表示しなければならない。

四、現在認められている土地所有権が裁判所の最後の宣告によって無効とされる場合には、土地登記簿にその旨を記入し、所有権証明書には裁判所の宣告の権限文と日付を含む註と共に「無効」と記入しなければならない。かくして土地所有権の有効なる証明書が土地登記所によって発行される。

五、手続費用算定の問題は裁判所の裁量に委ねられる。

第七条

土地所有者は新しい土地所有権証明書を受領した後、それを土地登記所に於いて登記する義務を負う。

第八条

一定の土地に対する所有権の申告又は主張がない場合、又は土地所有権証明書の受領者がいない場合には、当該土地はその土地の所在地の村長が不在者のために管理する。

第九条

村長又はその任命する代理人はその管理する土地を次の手続によって管理する。

一、管理に属する土地についてはすべて地図を添付し三十日以内に中央土地事務所に報告する。

二、土地は、その所有者のために最も利益になるように利用し、その収益は村長が受託者又は管理者として所有者のために保管する。

三、村長は土地の利用及び管理に関し受託者又は管理者としての機能を充分になす権限を有する。村長はその土地に対する所有者の利益を減少する行為を認可してはならない。

四、村長又はその任命する代理人は土地所有者に対して受託者としての責任を負い、収入を徴収し、税を支払い、土地の維持改良のために支出をすることができる。但し一定の土地に対する支出がその土地から生ずる収入を超え、又は一定の土地から生ずる余剰収入を税の支払以外に他の土地のために使用してはならない。収入の上がらぬ土地に対する税は積立てられた収入から成る受託者の予備金から支払い、貸金の形にして其の土地に賦課する。その税としての貸金はその後所有者又はその承継人によって支払われるまでその土地に対する留置権を構成する。

第十条

一、土地登記所は再開し、沖縄民政府行政法務部の組織内に於て通常の職務を遂行する。登記所に於ては土地所有権に関する記録を永続的公簿に記入し、所定の手続に従って所有権証明書を発行する。登記簿は治安裁判所の建物内若しくはその近くに存置する。

二、各土地登記所では新しい揃いの完全な土地登記簿を備え、現在の土地所有権計画により当該村長によって登記される土地所有権証明書はすべて当該登記所に於て登記される。爾後すべて土地の譲渡、処分、負担又は担保の設定若しくは法律関係の変更のある場合は、それを生ずる書類の写を行為後、三十日以内に当該登記所に提出し、登記所は通知用謄本を税務署及び中央土地事務所に送付しなければならない。

第十一条

沖縄民政府管下に「中央土地事務所」を設け、該事務所は沖縄群島の土地に関する一切の資料を統括して編集し且つ土地所有権を示す正確な地図を作成する。該事務所は村土地所有権委員会の仕事を調整し且つ土地登記所の遵守すべき統一された手続について進言をなす。該事務所は各村長によって管理される土地の管理報告を審査し、且つ管理中の土地の利用及び運営並びにこれから生ずる収入について勧告をなす。政府機関が土地を取得するに当り発行する書類は中央土地事務所を経由するものとし、且つ該事務所はその取得を記録するものとする。

第十二条

一九四六年二月二十八日付軍政府指令第一二一号により組織された村及び各字の土地所有権委員会は、一九五一年二月二十八日其の任務を完了し機能を停止して解散する。土地所有者の土地所有権申請書原本は地図及びその他の当該土地に関する資料と共に適当に編綴して中央土地事務所に送致される。

第十三条

事情を承知し乍ら、又故意に不正の事実を主張して土地所有権証明書を取得したり、土地所有権証明書の発行に関連して故意に虚偽の陳述又は申請をなす者は五万円以下の罰金又は二年以下の懲役に処せられる。

本官署名年月日　一九五〇年四月十四日

沖縄列島軍政府長官　米国陸軍少将

ジョセフ・R・シーツ

土地連のあゆみ＝創立三十年史＝
資料編

昭和六〇年八月二八日　印刷
昭和六〇年八月三〇日　発行

発行　社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会
〒九〇〇
那覇市久米二丁目七番地の三
電話（〇九八八）六八―六二七〇

編集　土地連三十周年記念誌編集委員会

印刷　（有）潮印刷
〒九〇一―二二一
浦添市伊祖九〇一―二四九
電話（〇九八八）七八―五六六六

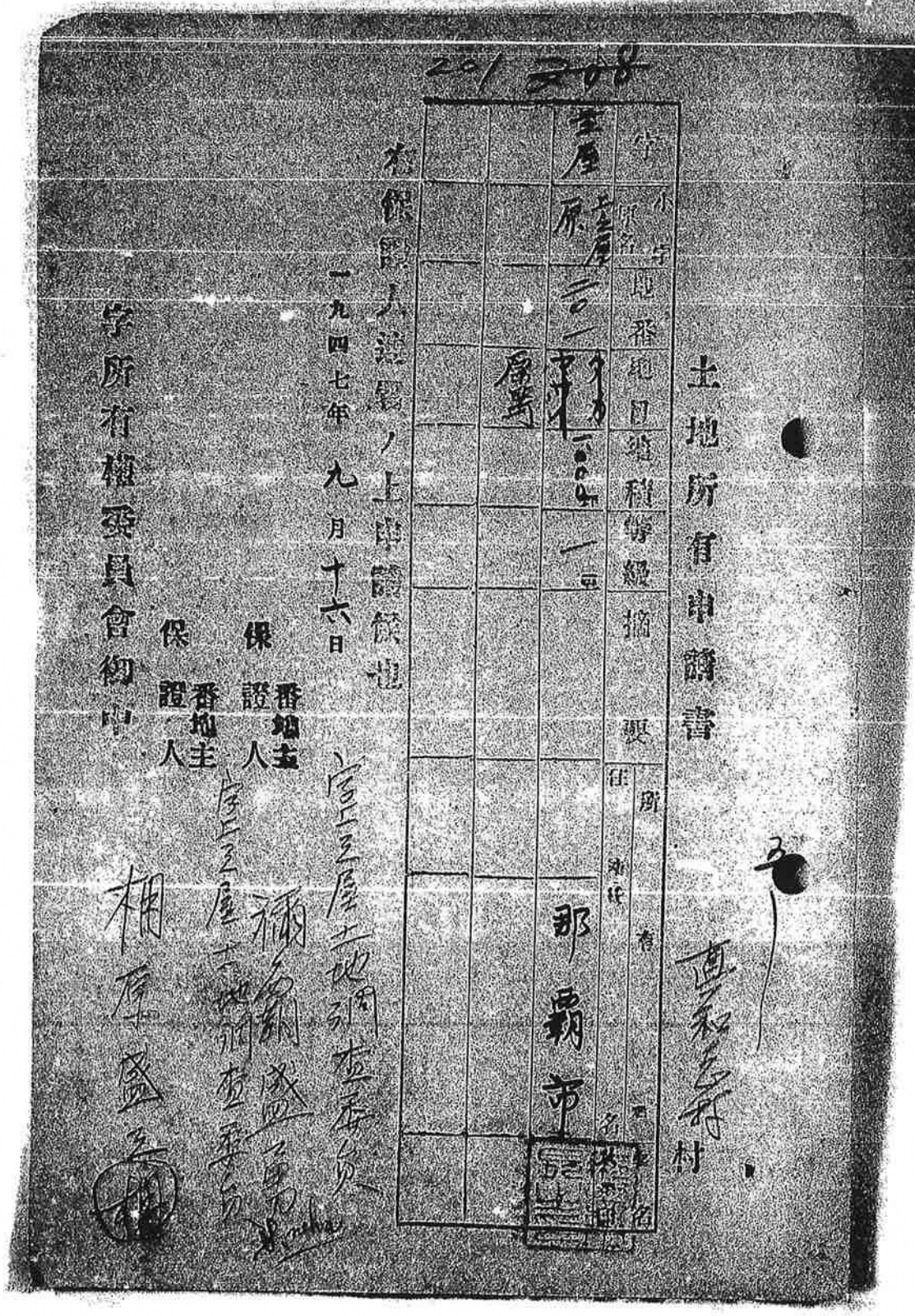

土地所有申請書

字 小字 地番 地目 地積 等級 摘要

屋敷 原 二一 宅地 一〇〇坪 一等

原野

所在 那覇市

有保證人連署ノ上申請候也

一九四七年九月十六日

番地主 屋敷 土地調査委員 [illegible]

保証人 [illegible]

番地主 屋敷 土地調査委員 [illegible]

保証人 [illegible]

字所有權委員會御中

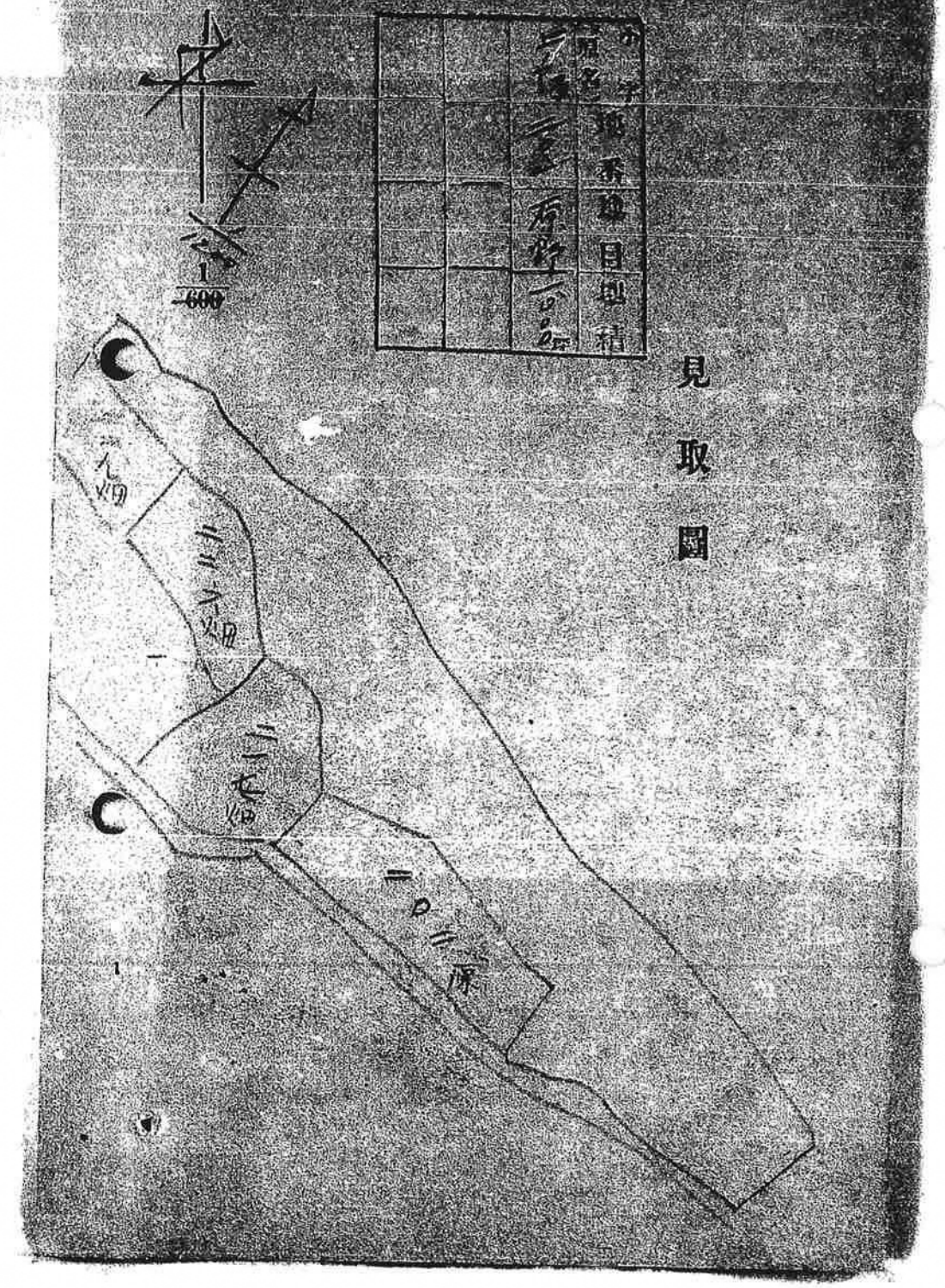

見取圖

小字 地番 地目 地積

1/600

この資料は当館所蔵資料の写であることを証明します。

平成 16年 1月 23日

沖縄県公文書館

館長 山田 義人

沖縄県公文書館

元五の年
月
地所有権證明書交付等

追続番號	小字	地番	地目	地積	等級	摘要	所有者 住所	所有者 氏名	備考	交付年月日	受領者印
一一五二七	上之屋原	一九五	火田	一〇〇	三	全小字軍使用エンジニヤ部隊				六月26日	
一一五二八		一九六	火田	二六二	三					五月31日	
一一五二九		一九七	火田	九四	三					五月廿二日	
一一五三〇	220	一九八	火田	四一〇	三	在日本				一九五六年七月二〇日	
一一五三一		一九九	火田	四三六	三	〃				一九五三年七月二七日	
一一五三二		二〇〇	火田	七五〇	三					五月廿二日	
一一五三三	○	二〇一	原野	一〇〇〇	一			那覇市		一九五二年十二月十九日	
一一五三四		二〇二	墓地	三五						六月4日	
一一五三五		二〇二ノ一	原野	六四	二	共有地			〃	六月4日	
一一五三六		二〇二ノ二	墓地	三五						一九五四年十月四日	
一一五三七		二〇二ノ三	墓地	二三						六月21日	
一一五三八		二〇二ノ四	墓地	三五						月日	
一一五三九	○	二〇二ノ五	墓地	二七						月日	
一一五四〇		二〇二ノ六	墓地	三五						11月13日	
一一五四一		二〇二ノ七	墓地	四二						六月4日	

公用　沖縄県那覇市字上之屋２０１

全部事項証明書　（土地）

【　表　題　部　】（土地の表示）			調製　平成１３年５月１０日	地図番号	Ｆ３３－１、－３（Ａ）、－４
【所　在】	那覇市字上之屋上之屋原		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】　㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
２０１番	原野	~~３３０５~~	余白	余白	
余白	余白	４８８２	③錯誤 国土調査による成果	昭和５４年８月２１日	
余白	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年５月１０日	

【　甲　区　】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存	昭和３６年８月２４日 第１３０６７号	余白	所有者　那覇市 順位１番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年５月１０日

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ５５３５４　（　1／1　）　1／2

公用　沖縄県那覇市字上之屋２０１

全部事項証明書　（土地）

これは登記簿に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記簿の乙区に記録されている事項はない。

平成１５年１２月１８日
那覇地方法務局　登記官　木　下　博　起

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ５５３５４　（　1／1　）　2／2

那覇市水道五十年史

第４節　通水式

市民待望の水道布設工事もほぼ完成し、昭和８年９月から各戸への給水も開始されたので、その通水式を明治節の前日、昭和８年11月２日に新装成った上之屋浄水場で挙行することになった。

水道の創設により文化都市の仲間入りができて、那覇っ児の血潮は高鳴り、通水式を中にはさんで、11月１日から４日間、全市を挙げて盛大な通水祝賀行事が繰広げられ、最終日は、那覇四町気質を遺憾なく発揮した辻町での綱挽をもって、祝賀行事を締めくくった。

この通水祝賀行事には、計7,500円の予算を計上し、行事執行に当っては、水道部の職員は勿論、市役所全職員を動員してその準備に当り、総務係、庶務係、用度係、設備係、余興係、受付係、接待係の各係を設けて事務を分掌した。４日間の行事は次のとおりである。

（通水祝賀行事日程）

11月１日夜　仕掛花火　於奥武山公園入口（午後７時から）

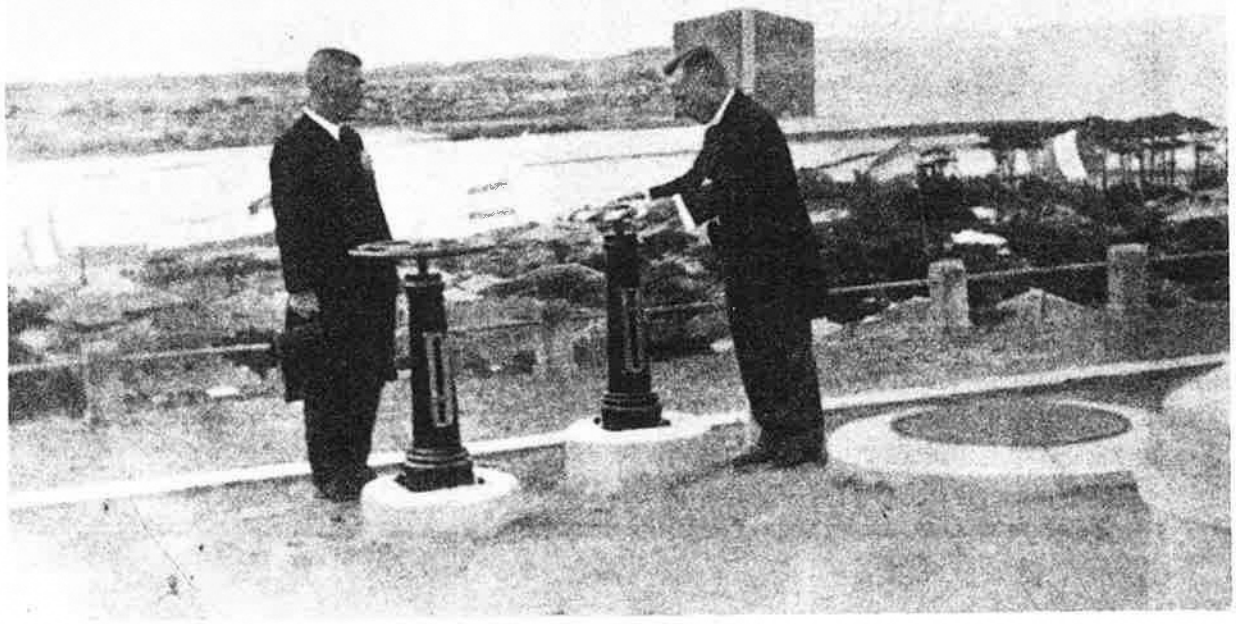

通水式で開栓する照屋市長（昭和８年11月２日）

那覇市水道50年史

昭和58年12月15日　発行

編集・発行　那覇市水道局

〒902 那覇市寄宮2丁目32番1号

印　　刷　合資会社 精印堂印刷

〒902 那覇市真地399の3

10 沖縄県史ビジュアル版

近代③

空から見た昔の沖縄

Okinawa's Recent Past: Views from the Air

沖縄島中部・南部域の空中写真

Aerial photographs of central and southern Okinawa Island taken by the U.S. Forces in 1945

沖縄県教育委員会

那覇～豊見城 Naha and Tomigusuku

1944年の10・10空襲により、港を中心に周辺の市街地が焼失したようすがわかる。写真中央部の奥武山は橋で結ばれた島になっており、那覇港には船が見える。左側の泊港と埋立前の前島、右上の豊見城城跡が目を引く。Jan.3, 1945, 3PR5M3-19

The landscape of Naha adjacent to the port shows the destruction resulting from the October 10, 1944 U.S. air raid. Lying within the port were Onoyama, an island bridging the inlet, and many ships. Note also Tomari port, the earlier reclaimed Maejima area left, and the ruins of Tomigusuku castle upper right.

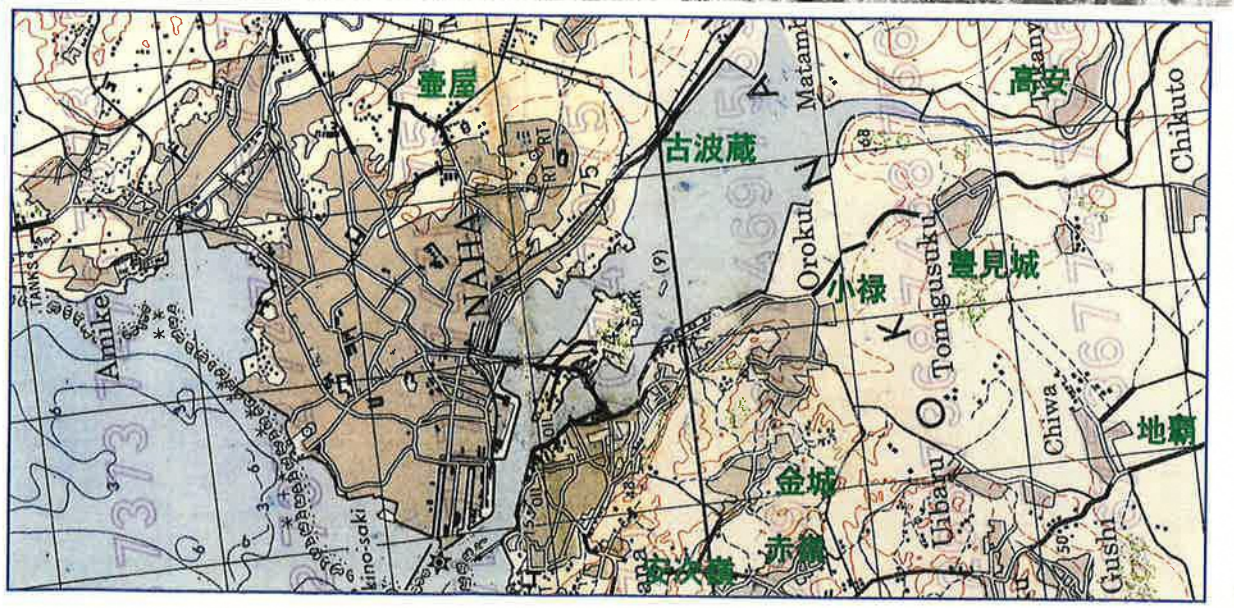

寄贈

沖縄県立図書館
平成
14.4.10
1003751318

沖縄県史ビジュアル版　10

空から見た昔の沖縄

沖縄島中部・南部域の空中写真

編集：（財）沖縄県文化振興会公文書管理部
史料編集室
〒901-1105　沖縄県南風原町新川148-3
（沖縄県公文書館内）
TEL 098-888-3939　FAX 098-888-3944

発行：沖縄県教育委員会

発行日：2002年（平成14）2月27日

印刷：（有）沖縄中央プロセス
〒902-0078　沖縄県那覇市識名1195-1
TEL 098-854-4200　FAX 098-834-1499

文章：当山昌直

解説：当山昌直

編集デザイン：長嶺均　山田葉子

英文：源河葉子

英文監修：A.P.ジェンキンズ

協力機関

沖縄県公文書館
米国国立公文書館
国土交通省国土地理院沖縄支所

浦添市立図書館沖縄学研究室
大里村役場企画財政課大里村移民史編集事務局
沖縄市役所総務部総務課市史編集担当
嘉手納町中央公民館町史編纂担当
北中城村役場平和文化課
宜野湾市教育委員会教育部文化課市史編集係
具志川市教育委員会教育部具志川市史編纂室
東風平町教育委員会生涯学習振興課
佐敷町役場企画財政課佐敷町史編集担当
玉城村教育委員会生涯学習課玉城村史編集室
知念村教育委員会社会教育課
北谷町教育委員会文化課北谷町史編集事務局
豊見城村教育委員会文化課
中城村役場企画課内中城村史編集事務局
那覇市市民文化部歴史資料室
西原町教育委員会生涯学習課町史編集係
南風原町教育委員会文化課町史編集室
与那原町教育委員会社会教育課町史編集室

Visual History of Okinawa, Vol. 10
Okinawa's Recent Past: Views from the Air
Edited by the Okinawa Prefectural Foundation for Cultural Promotion
Editorial Staff
Editing
TOYAMA Masanao, writer and editor-in-chief
Graphics and Design
NAGAMINE Hitoshi
YAMADA Yoko
English translation
GENKA Yoko
Translation supervisor
A.P. JENKINS

Published by the Okinawa Prefectural Board of Education, Naha, Okinawa
Date of Publication: 27 February 2002

航空写真集

OKINAWA ISLAND 1944~1947

オキナワ アイランド 1944年~1947年

沖縄出版

真和志村安謝・天久　1945年12月10日

194

100111463

沖縄県立図書館蔵
昭和
63.11.24
160648

航空写真集

OKINAWA ISLAND 1944~1947

オキナワ アイランド 1944年~1947年

1988年10月１日　初版第１刷発行

編集人　新城和博

発行人　宮城正勝

発行所　(有)沖縄出版

〒901-21 沖縄県浦添市宮城708-11
TEL(0988)76-1707

印刷所　巧美堂印刷株式会社

京都市右京区高辻通葛野大路東入

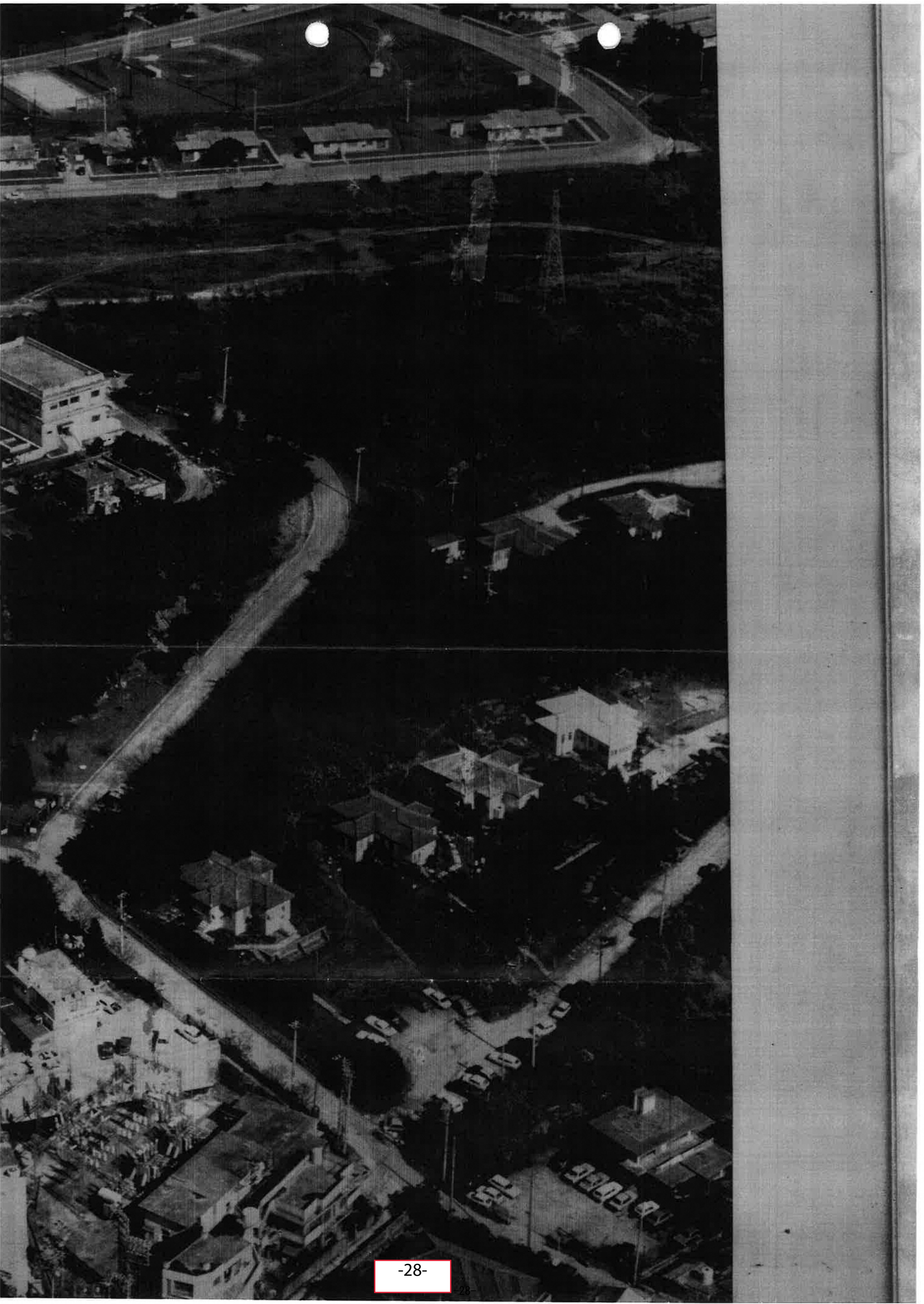

土地賃貸借契約書

那覇市（以下「甲」という。）とマネングコーポレーション取締役NATHAN. R. GIANI（以下「乙」という。）との間に土地賃貸借について次のとおり契約を締結した。

第1条　下記に表示するその所有地を米軍関係者および非琉球人向け貸し住宅ならびに付帯施設用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

所　在　那覇市字上ノ屋上ノ蔵原201番

宅　地　1,000坪

第2条　この契約の期間は1966年7月1日から1971年6月30日までとする。ただし、甲乙協議のうえ契約を更新することができる。

第3条　地所賃貸料は年額金600ドルとし、乙は毎年12月25日までに半額金300ドル6月末日までに300ドルを那覇市収入役に現金して支払うものとする。

第4条　甲は、乙が前条に違反したときは、滞納になつたその翌日から延滞利息として1ドルにつき日歩0.04セントの割合で徴収し、乙はこれに対し異議を申したてないものとする。

第5条　乙が借賃の支払を遅延したとき、甲はこれに対し督促し、その手数料として1回につき4セントを徴収する。

第6条　乙は、住所の変更、代表者の更迭があつたときは、直ちに甲に申し出るものとする。

第7条　乙が借地上の建物を他に売渡し、または譲渡しようとするときは、あらかじめ書面をもつて甲に通知するものとする。

第８条　甲は第３条の地料が借賃安定法の最高借賃の変動により付近の地料と著しく均衡を欠く場合は、その増減をすることができる。

第９条　乙は、甲の承諾なしにこの土地を第１条の使用目的以外の用に供したり、または転貸してはならない。

第10条　甲は、乙の正当な理由のない債務不履行に対しては強制執行ができる。

第11条　乙は、この契約の公正証書作成に同意し、甲の指定する日に出頭してその作成の手続をするものとする。

第12条　甲は、契約の存続中次の各号の一に該当する理由が生じたときは、契約の一部変更または解約することができる。

(1)　公用または公共の用にこの土地を供する必要が生じたとき。

(2)　乙が第９条に違反したとき。

第13条　乙がこの土地の一部または全部を返還するときはいつさいの附上物件を撤去して返還するものとする。

この契約を証するため本書２通作成し、双方が記名押印して各自がその１通を所持する。

１９６６年５月１６日

甲　那覇市
代表者　西銘順治

乙　美里村字比屋根１８６６番地
マネングコーポレーション
代表者　NATHAN R GIA

成之形丈デモ必要品ナリ
2、鉛筆　図面事務並ニ其他ノ事務用
3、墨汁又ハインク各個人ヨリノ申請書作製事務ニ必要
4、間縄　三〇間モノ一筋

(ニ) 各字ノ調査事務開始期
土地所有権ヲ確認スル調査事務ハ農民ノ意気ノ昂揚デアリ唯一ノ誇リデアル土地ノミ焼失セザル戦災ノ遺物トシテ農民ニ与エラレタル全財産デアル
此ノ財産ガ所有権ノ確認ガ出来得ルヤ否ニ付テハ農民ガ絶ヘズ念頭ヲ離レザル関心事デアッタ
幸ニシテ之等財産ガ元姿ニ復帰スルコトニ相ナッタコトハ農村民復興ノ根幹トナスベキデアル顧ルニ真和志村民ハ当分自村ニ復帰出来難ヒ事情ニ置レル身ニアリナガラ隠忍ヲ重ネ不自由ヲ忍ビツツヨク村長ノ施政ニ協力ヲ続ケツツアリ此ノ不自由ナ生活ハ最後ノ勝利ヲ獲得スルニ役立ツ天ノ試練デアル、此ノ試練ノ中ニアリテ夏期ヲ迎エテ目下一年中ノ食糧対策ニ狂奔スル現情ニアリ此ノ季節ヲ失シテハ食糧増産ノ日ハ来ラズ故ニ各部落ノ土地調査事務ハ八月中迄デハ中止シ、村ノ調査事務ノミヲ早急実施シテハ如何

(ホ) 部落土地調査委員ノ増加
少ナクトモ今六名位ノ増員ヲ必要トス

(ヘ) 村土地調査ニ必要ナ技術員ノ採用
目下天願ノ水道事業ニ活躍中、本村出身前県土木課員ノ普天間直温君ヲ採用シタキコト

(一九四六年―一九六三年土地調査に関する書類綴　土地所有権調査委員会)

一九四六年七月三十日

総務部長

各市町村長殿

字区域変更及改称方ニ関スル件

本月八日附沖総第二二九号ヲ以テ標記ノ件通牒致置候処土地調査事務処理上急ヲ要シ候条若シ貴管内ニ該当字アラバ至急認可申請書御提出相成度
尚該当ナキ場合ハ其旨折返シ御回報相煩度
右及督促候也

(一九四六年―一九五七年土地所有権関係重要文書　真和志村)

真庶発二三七号
一九四六年八月十三日

真和志村長　金城和信

沖縄知事　志喜屋孝信　殿

字区域変更及改称許可申請

別紙ノ通リ字区域変更及改称致度候条御許可相成度此段及申請候也

添付書類
・字区域変更の改称調書
・同上ノ説明書
・理由書
・図面

字区域変更及改称調書

一九四六年九月十三日設立

旧 字名	旧 小字数	新 字名	新 小字名	人口 現在	人口 要転出	人口 要転入	人口 差引	摘要
識名	二三ノ七内			二四一		七〇	三一一	識名・小又原・上門後・東原・ケブン川・大名・西門原
		繁多川	七	三四二	一〇	一七一	五〇三	繁多川・寒水川原・石田・金城前原・宮里・湧崎原・野座
		真地	六	二三三	一〇	一二〇	三四三	御殿後原・山田・竹下原・御殿・上原・真地
上間	八			二六七	六	二一四	四七五	
仲井真	六			一七八		六五	二四三	
国場	一〇ノ八内			六五六	六	三四〇	九九〇	国場原・長田・前原・勝良又・溝原・垣新・後原・瓦屋
		寄宮	三	二六五	二	六一	三二四	崎増原・洗田原・宮城原
古波蔵	一〇ノ三内			三七九	一六	一七〇	五三三	
		壺川	二	五九八	八〇	五〇二	一、〇二〇	
		楚辺	二	四〇九	七一	二六一	五九九	
		二中前	一	二八七	二六	一、〇二七	一、二八八	
		松尾	二	三九三	八五	八五七	一、一六五	
与儀	一〇ノ七内			五六五	二九	二四五	七八一	与儀・前原・後原・船増原・奥武門・宇蘭
		樋川	二	三三八	三九	三五二	六五一	樋川原・神里原
安里	一〇ノ六内			五七三	二七	四七五	一、〇二一	安里原・羽佐真・神無良川・平良・後原・前田
		大道	七	四二四	一一	二一七	六三〇	上大道・佐久真・下大道・伊是名・赤マカリ・大石原・佐久真又
天久	一八ノ一一内			四〇三	一〇	二四六	六三九	銘苅ヘ一ケ字(穂取謝原)
		上之屋	六	四四一	五六	四二八	八一三	
安謝	一六ノ九内			四二五	七	一二九	五四七	
		銘苅	九	四四二	二〇	一三三	五五五	一ヶ字ハ天久ヨリ(穂取謝原)一ヶ字ハ真嘉比ヨリ(名護松尾原)真嘉比ヨリ兼本原
真嘉比	一一ノ五内			二〇五	六	六四	二六三	一ヶ字ハ銘苅ヘ(名護松尾原)
		古島	五	二〇八		六二	二七〇	
松川	六ノ六内			三六〇	一四	一五六	五〇二	
二三字	一二八字	七六	五二	八、六三二	五三二	六、三六五	一四、四六五	

字区域変更及改称調書摘要欄ノ説明

識名	識名・東原・大名・上門後・西門原・ケブン川・小又	与儀	与儀・宇蘭・後原・船増・奥武門・前原・西原
真地	山田・御殿後・上原・竹下・真地原・御殿原	樋川	樋川・神里
繁多川	繁多川・石田・ノジャ・宮里・金城前・寒水川前・魚崎	安里	安里・前田・平良・後原・神無良川・羽佐間
上間	当原・山川・淵下・東原・前田・矢旗・長崎・底田	大道	上大道・下大道・赤マカリ・佐久真又・大石原(識名)・伊是名前(識名)佐久真(字識名)
仲井真	仲井真・前原・伊地堂・上田・東オフリー・西オフリー	天久	天久・前原・東原・壺川・赤松尾・水溜・後原・西原・潮満・御嶽門・樋川
国場	国場・溝原・前原・垣新・瓦屋・後原・勝良又・長田	上之屋	上之屋・前田・寺原・西寺原・泊後・後苗代
寄宮	寄増・洗田・宮城(字与儀)	安謝	安謝・前東原・前原・後原・兼久・義理地・東原・西原・港原
古波蔵	兼久・行田谷・長作	銘苅	銘苅・直禄・多和田・名護松尾・宇久増・港川原・赤田・穂取謝(天久)・兼本原
壺川	阿手川・赤畑	真嘉比	真嘉比・西原・後原・翠原・前原
楚辺	真地・美武田	古島	真嘉比川・宝口・大神・宇久増・東原
二中前	楚辺	松川	松川・前原・二又原・後原・今帰仁・与那覇堂
松尾	石川後・松尾	計	一二八

理由書

本村ノ行政字ハ置県以来沖縄島嶼町村制施行ニ至ル迄デ十二ケ字ニ指定セラレタルモ明治三十七年当時ノ牧志村（字）ハ那覇市ニ編入セラレ十一ケ字トナル然ルニ明治四十二年沖縄県特別町村制施行セラルルヤ字識名ヨリ「繁多川・真地」字古波蔵ヨリ壺川・楚辺、字安謝ヨリ「銘苅」以上五ヶ字ガ分離増加シ十六ケ字トナリ大正九年一般町村制施行ト同時ニ字天久ヨリ上之屋字真嘉比ヨリ古島字安里ヨリ大道字古波蔵ヨリ松尾ノ四ヶ字ガ分離シテ二十ヶ字トナル其後村ノ発展ハ人口ノ増加ニ伴ヒ遂ニ戦前当時ハ二十七ヶ字人口一八、〇二一人ヲ算シ将来益々部落ノ増加発展ヲ予想セラルル処アリタルモ戦争終末ノ結果種々ノ変化ヲ来シ別紙表示ノ通リ現在二十三ヶ字人口八、六三二人ニ縮小ノ止ムナキニ至ル。本村部落ノ変遷ハ以上ニ列記セル通リナルモ右部落ハ単ニ行政運営上ノ便益ニ止マリ其他ノ機構取扱ハ総テ旧字単位ニシテ行政字ト混同シ支障多クシテ完全ナル運営ヲ期スコト甚ダ困難ノ状態ニアリタリ

故ニ今回従来分離発展ヲ遂ゲタル現在二十三ヶ字ヲ基礎トシテ行政運営ヲ計ルト共ニ戸籍及財産ノ表示土地ノ地番地区ニ至ル迄デ右二十三ヶ部落ヲ単位ニ変更及改称ヲナシ以テ村民ノ部落愛ト便益ヲ計ラントス

各部落別土地所有権調査委員配当調

大字名	識名	繁多川	真地	識名	上間	仲井真	国場
原名数	二三				八	六	一〇
行政字名	識名	繁多川	真地	識名	上間	仲井真	国場
小字数	七	八	六	四	八	六	八
委員数	五	五	五	四	五	五	五
摘要							大石原ハ大道ヘ

計	松川	真嘉比		安謝		天久		安里		与儀		古波蔵							
一二八	六	一一		一四		一八		一二		一一		一〇							
一二三	松川	古島	真嘉比	銘苅	安謝	上之屋	天久	大道	安里	樋川	与儀	松尾	二中前	壺川	楚辺	古波蔵			
一二八	六	五	五	九	七	六	一一	七	六	二	八	二	一	二	二	三			
一一五	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	五			
一〇六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	五	四	四	四	四	四			
九								元大道原ハ消失			東原ノ地名ナシ								

（一九四六年―一九五四年　土地所有権関係重要文書　真和志村）

沖縄民政府指令第一七一号

真和志村

一九四六年八月十三日附真庶発第二三七号申請字区域変更及改称ノ件許可ス

一九四六年九月十三日

沖縄知事　志喜屋　孝信　印

（一九四六年―一九五四年土地所有権関係重要文書　真和志村）

市土地所有権委員報告書

首里市

氏名	年令	略歴	出身地	担当区町名	備考
与儀　清三	三八	一中校卒業 大東文化学院卒業 沖縄新聞社記者 目下首里市助役勤務	久場川町	首里市	
与儀　喜三郎	六九	高小卒 沖縄県物産検査所書記 目下首里市救済委員勤務	汀良町	〃	
真栄城　玄裕	二二	一中卒 富山県技術専門学校卒業	池端町	〃	四月一日交替
伊江　朝謙	二九	沖縄県立工業学校卒業 台湾総督府営林省勤務 （森林主事）	当蔵町	〃	

町土地所有権委員報告書

首里市

氏名	年令	略歴	出身地	担当区町名	備考
当真　嗣起	四六	高小卒 戦前首里市会議員 目下首里市政委員	山川町	山川町	
翁長　良昌	四一	高小卒 戦前首里市書記ヲ勤務 沖縄県属デ地方課勤務 目下首里市主事デ産業課勤務	金城町	首里市	
石川　昌英	五七	師範学校卒業 戦前首里市会議員 目下首里市政委員	当蔵町	〃	
津嘉山　朝武	五六	中等学校半途退学 戦前首里市書記（戸籍課長）勤務 目下首里市主事デ庶務課勤務	当蔵町	〃	
知念　栄真	五二	〃	〃	〃	
名嘉原　安教	五一	高小卒 戦前首里市会議員 目下首里市政委員	〃	〃	
玉城　仁盛	五八	県立師範校卒業 台湾台中州竹山公学校長			
宮里　樽	七五	従来農業ニ従事	真和志町	真和志町	
佐渡山　安司	五四	高小卒 雑貨商ヲ営ム側ラ農業ニ従事	〃	〃	
島袋　健治	三八	一中校卒 元首里市書記勤ム 那覇市立商業校半途退学	〃	〃	
勝連　朝光		台湾総督府土木課勤務	池端町	池端町	
宮里　真津	六三	従来農業ニ従事	池端町	池端町	
真栄城　玄明	四九	沖縄県立工業学校卒業 元首里市会議員 目下首里市政委員	〃	〃	

年　月　日

市長名

宛

土地所有権委員選任に関する件

貴殿ヲ何町土地所有権委員ニ選任致度候条御多忙中ノ処恐縮ニ存ジ候ヘ共左記御了承ノ上御尽力被下度及御依頼候也

記

一、土地所有権認定ニ関シ別ニ定メタル実施要綱ニ依リ取扱ヲナス
一、本事務取扱中ハ日当ヲ支給ス
一、本委員ニ就任出来ザル場合ハ其ノ事由ヲ記シ市長宛ニ申出ラレ度

（一九四六年―一五五一年土地有無調査資料に関する綴　首里市役所）

乙第12号証

平成１７年（ネ）第３０号土地所有権確認等控訴事件

資料

・保安林解除調書　（真和志村字天久壱四０壱）

・保安林解除調書　（真和志村字天久壱四参四）

・保安林解除申請書（前２筆）

・議決書　（〃）

・保安林解除図　（〃）

１７／１２／１５国立公文書館にて複写

那覇市上下水道局

保安林解除調書

所在地	沖縄縣島尻郡眞和志村字天久地番壹四〇壹
所有者	沖縄縣那覇市
保安林ノ種類	防風林
保安林編入決定年月日及臺帳番號	明治四四年七月一九日決定臺帳番號第二號
面積 現保安林	貳段八敵貳拾四歩
面積 要解除地	同八歩
面積 殘地	同貳段六敵拾六歩
區域	別紙圖面ノ通
解除申請者	沖縄縣島尻郡眞和志村長 眞榮城守行
解除地ノ現況	解除ヲ爲スモ仏益上毫モ危害ナキモノト認ム 那覇市立泊小學校ノ北方ニ位スル南向急斜地 三〇ヲ三十年生内外ノ琉球松疎生ス

解除ヲ要スル理由

本林地ハ所属ノ為保安林ニ編入セラレタルモノナルモ今回村道上之屋鉛斯線改鑿ニ伴ヒ其ノ一部ヲ潰地トナスニ非ザレバ土事ヲ施行スルコト能ハサルニ由ル

備考

一、所轄稅務署土地台帳ト照合済

一、所有権以外登記シタル権利関係ナシ

保安林解除調書

所在地	沖縄縣島尻郡眞和志村字天久地番壹四参四番
所有者	沖縄縣那覇市
保安林ノ種類	防風林
保安林編入決定年月日及臺帳番號	明治四四年七月十五日決定臺帳番號第一號
面積 現保安林	見込四畝貳歩
面積 要解除地	同貳拾歩
面積 殘地	同参畝拾貳歩
區域	別紙圖面ノ通
解除申請者	沖縄縣島尻郡眞和志村長 眞榮城守行
解除地ノ現況	解除ヲ為スモ山畝上何等支障ナキモノト認ム 現況 前記 一四〇一番ニ同ジ

解除ヲ要スル理由

本林地ハ防風ノ爲保甲林ニ編入セラレタルモノナルモ今回村道上之屋銘苅線改鑿ノ爲其ノ一部ヲ潰地トナスニ非サレバ千事ヲ施行スルコト能ハサルニ由ル

備考

一、所轄税務署ナル地出帳ト照合済

一、所有権以外登記シタル権利関係ナシ

保安林解除申請書

縣	郡	村	字	地番	地目	全面積 台帳面	全面積 実測又ハ見込	要解除実測又ハ見込面積	所有者住所氏名
沖縄	島尻	真和志	天久	壱四〇壱	保安林	町 弐八弐四	町 弐八弐四	町 〇〇〇八	那覇市
同	同	同	同	壱四参四	保安林	町 〇四〇弐	町 〇四〇弐	町 〇〇弐〇	那覇市

右沖縄縣島尻郡真和志村道上之屋銘苅線改築工事ニ伴ヒ保安林解除相成度別紙圖面並ニ村會決議書寫相添ヘ此段申請候也

昭和九年一月十八日

沖縄縣島尻郡真和志村長 真榮城守行

農林大臣 後藤文夫殿

議決書

議案第二號

保安林解除申請ニ関スル件

今般匡救土木事業ニ依リ開通セントスル真和志村道上之屋銘苅線ハ左記保安林ヲ解除スルニアラザレバ工事施行スルコト能ハザルニ依リ解除方ヲ其筋ニ申請セムトス

左記

縣	郡	村	字	地番	地目	面積 台帳面積	面積 要解除面積	所有者氏名
沖縄	島尻	真和志	天久	一、四〇一	保安林	町 二八二四	町 〇〇〇八	那覇市
同	同	同	同	一、四三四	保安林	町 〇四〇二	町 〇〇二〇	那覇市

昭和九年一月十六日提出

昭和九年一月十六日 真和志村會議決

此謄本原本ト相違無之候也

昭和九年一月十六日

沖縄縣島尻郡真和志村長真榮城守行

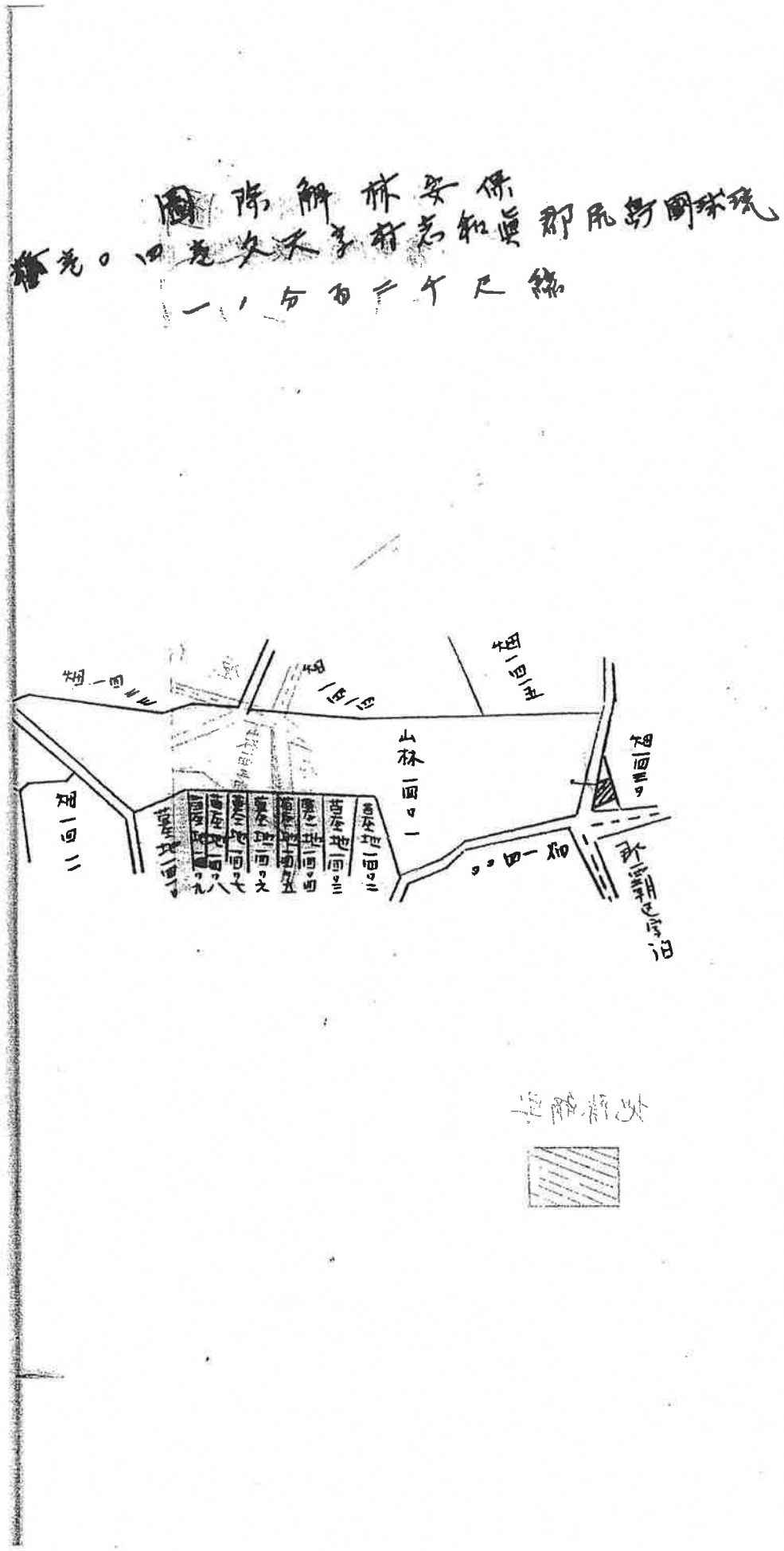

圖除解林安保

[illegible]老〇四老久天字村志和眞郡尻島國球琉

一ノ分百二千尺縮

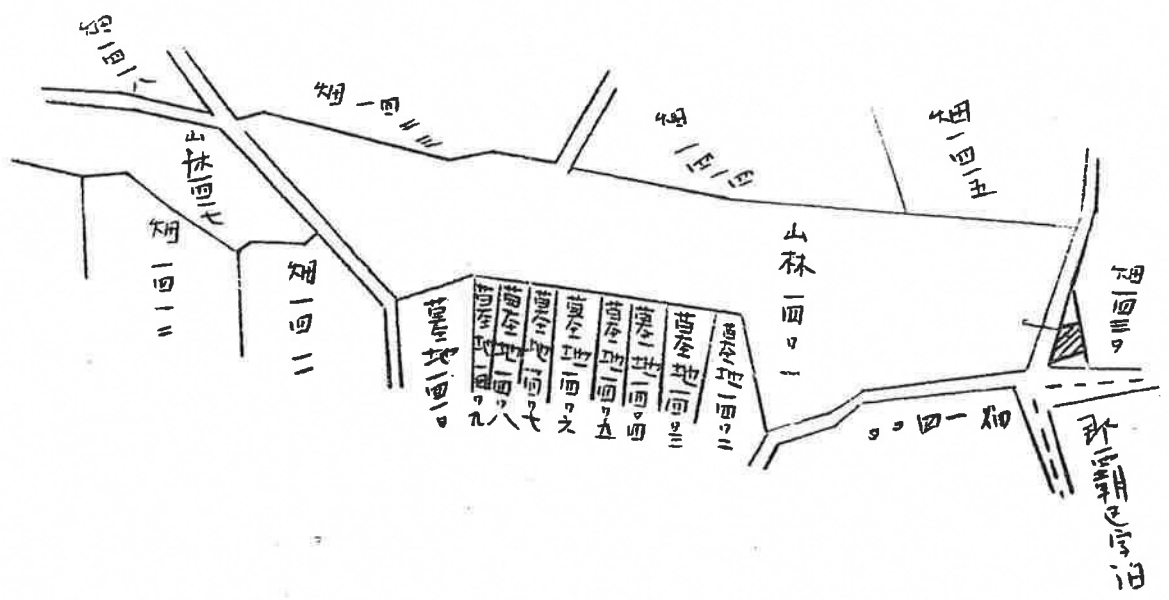

地除解要

凡例

圖 除解林安保

香四參四老久天字村志和眞郡尻島國球琉

一ノ分百二ケ尺縮

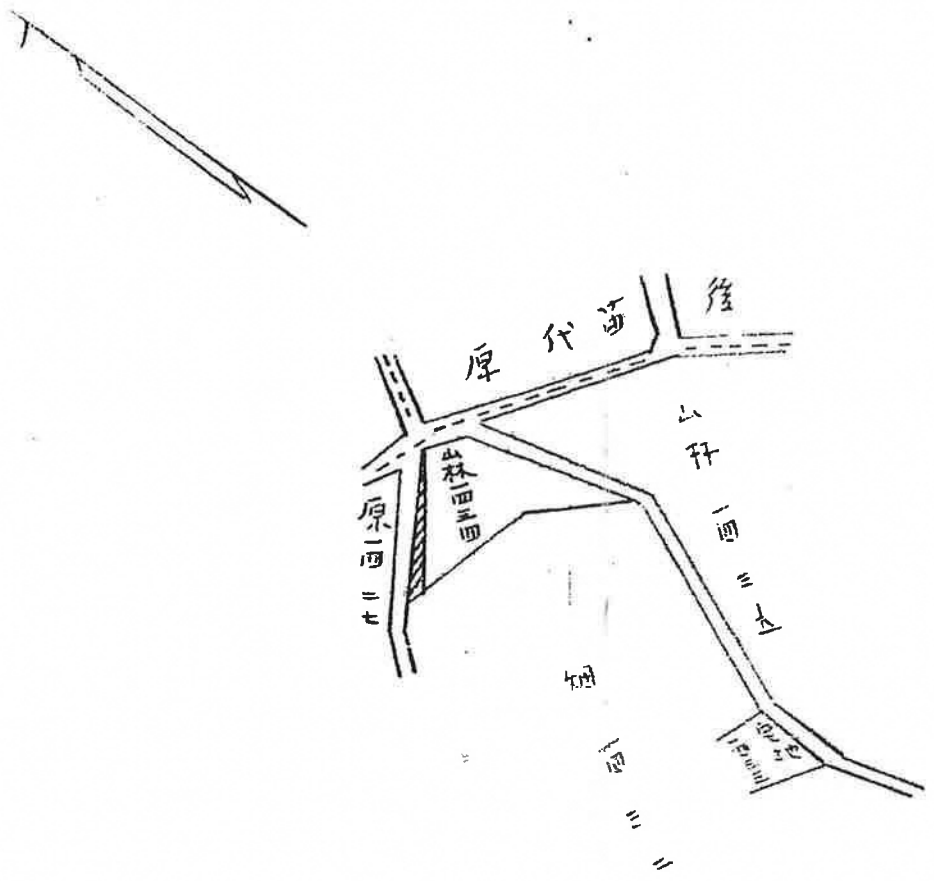

地除解要

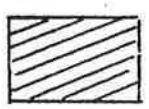

正本

事件番号　平成15年（ワ）第1562号土地所有権確認等　請求事件

原告
被告　　那覇市　代表者市長　翁長雄志

準　備　書　面　（1）

平成16年2月13日

那覇地方裁判所民事第1部2A係　御中

〒902-8570
沖縄県那覇市寄宮2丁目32番1号
那覇市水道局（送達場所）
被告那覇市代表者市長翁長雄志指定代理人

那覇市吏員　川満　修
同　儀保　伸男
同　亀島　秀俊
同　嘉数　真

被告は、次のとおり弁論を準備する。

1　本件土地は被告の所有であり、被告が昭和8年（1933年）に本件土地を含む地域（上之屋）において浄水場を建設し、以来今日に至るまで不断に水道事業（本件土地は浄水場の保安林地区として所有）を行っている場所である。（乙第1号証　那覇市水道之図）

2　1944年（昭和19年）の10・10空襲及び1945年（昭和20年）の沖縄戦により沖縄本島における登記簿、公図等のほとんどが焼失したため、土地の所有権を決定する必要から、『土地所有権関係資料蒐集に関する件』（1946年（昭和21年）2月28日米国海軍軍政府本部指令第121号。以下「本部指令」という。）に基づき沖縄本島全域において土地所有権調査が行われ、土地所有権が決定した。（乙第2号証　土地所有権関係資料蒐集に関する件）

3　前項の調査及び決定が完了したので、『土地所有権証明』（1950年（昭和25年）4月14日米国軍政府本部特別布告第36号。以下「特別布告」という。）が住民に告げられた。（乙第3号証　土地所有権証明）

4　被告は、本件土地について本部指令に定められた手続きに則り、1947年（昭和22年）9月16日那覇市として『土地所有申請書』を字所有権委員会に提出した。（乙第4号証　土地所有申請書）

5　被告は、1952 年(昭和 27 年)12 月 19 日土地所有権証明書を真和志村（当時）から交付された。被告は、現在当該証明書を保有していない。しかし、真和志村が作成した土地所有権証明書交付簿に 1952 年(昭和 27 年)12 月 19 日に本件土地について土地所有権証明書が那覇市に交付された旨の記載があることから、土地所有権証明書の交付を受けたことは間違いない。（乙第５号証　土地所有権証明書交付簿）

6　被告は、昭和 36 年(1961 年)８月 24 日付け本件土地の所有権の保存登記を行った。（乙第６号証　本件土地登記簿（全部事項証明書））

7　被告は、被告所有の本件土地を含む地域に、昭和８年に浄水場を建設し那覇市民に給水を開始した。以来今日までの約 70 年間にわたり本件土地を自主占有してきた。（乙第７号証　文献及び写真。乙第８号証　航空写真１。乙第９号証　航空写真２）

8　被告は、本部指令第３項に基づき、1947 年(昭和 22 年)９月 16 日に本件土地所有者として所有土地の申請書を字所有権委員会に提出している。この時期の自主占有から起算しても今日まで約 56 年間の占有が続いている。（乙第 10 号証　本件土地の土地賃貸借契約書）

9　したがって、仮に本件土地が被告の所有でなかったとしても、被告は本書をもって上記時効を援用する。

10　本件土地について、以上で述べた事実から被告の所有であることは明白であるが、被告は、遡って本件土地の所有権取得の経過を立証する煩瑣を避けるために、あえて本訴において時効を主張するものである。上記のとおり、仮に本件土地について被告が所有権を取得していなかったとしても時効により本件土地が被告の所有であることは明白であるから、速やかに審理の対象を時効に絞った上で本訴請求を棄却されたい。

事件番号　平成15年（ワ）第1562号土地所有権確認等　請求事件

原告
被告　　那覇市　代表者市長　翁長雄志

証　拠　説　明　書

平成16年2月13日

那覇地方裁判所民事第1部2A係　御中

被告　那覇市代表者市長翁長雄志指定代理人

那覇市吏員　　川満　修

同　　儀保　伸男

同　　亀島　秀俊

同　　嘉数　真

書証の表示

1　乙第1号証　　那覇市水道之図　　本件土地が昭和10年（1935年）時点の図面に保安林として表示されていることを示し、当時から被告の所有であったこと及び現に自主占有していたことを立証する。

2　乙第2号証　　土地所有権関係資料蒐集に関する件　　戦災により登記簿、公図等が焼失したことを受け、本部指令に基づき土地所有権の調査及び決定の作業が行われたこと並びに被告が当該本部指令に基づき所有者としての行為をしたことを乙第4号証と合わせて立証する。

3　乙第3号証　　土地所有権証明　　土地所有権関係資料蒐集に関する件に基づき作業が進み、権利関係が決定したものについて土地所有権証明が交付されること並びに乙第4号証及び乙第5号証（後述）とともに被告が所有者として本件土地についての所有申請を行い所有権証明を受けたことを立証する。

4　乙第4号証　　土地所有申請書　　乙第2号証とともに、被告が本件土地の所有者として本部指令に基づく申請を行ったことを立証する。

5　乙第5号証　　土地所有権証明書交付簿　　特別布告に基づいて、真和志村から本件土地について土地所有権証明を受けたことを立証する。

6　乙第6号証　　登記簿（全部事項証明書）　　被告が、本件土地について

昭和 36 年（1961 年)所有権保存をしたことを立証する。

7　乙第 7 号証　　文献及び写真　　被告が昭和８年（1933 年)上之屋（本件土地を含む地域）において浄水場を建設し、給水を開始したことを立証する。

8　乙第８号証　　1945 年（昭和 20 年)1 月 3 日撮影の航空写真　　1945 年（昭和 20 年）以前に確かに上之屋（本件土地を含む。）に浄水場が存在していたこと及び当時から本件土地が浄水場保安林として浄水場を囲み地理的に一体となっていることを立証する。

9　乙第９号証　　1945 年(昭和 20 年)12 月 10 日撮影の航空写真　　1945 年（昭和 20 年）の後半には米軍が駐留し、土地は整地され米軍が使用するようになった。しかし、航空写真に見られるように、保安林としての本件土地を含む浄水場付近一帯は米軍が使用する区域に組み入れられることはなく、空襲前と大差ない状態で残された。このことから、米軍駐留時にあっても本件土地と浄水場は外形的に一体となっていたこと、したがって本件土地についての被告が自主占有していたこと立証する。

10　乙第 10 号証　　土地賃貸借契約書　　1966 年(昭和 41 年) 5 月 16 日にマネングコーポレーションと締結した本件土地の土地賃貸借契約書を示し、当時においての被告の本件土地に対する自主占有を立証する。

成之形丈デモ必要品ナリ
2、鉛筆　図面事務並ニ其他ノ事務用
3、墨汁又ハインク各個人ヨリノ申請書作製事務ニ必要
4、間縄　三〇間モノ一筋

(ニ)　各字ノ調査事務開始期
土地所有権ヲ確認スル調査事務ハ農民ノ意気ノ昂揚デアリ唯一ノ誇リデアル土地ノミ焼失セザル戦災ノ遺物トシテ農民ニ与エラレタル全財産デアル
此ノ財産ガ所有権ノ確認ガ出来得ルヤ否ニ付テハ農民ガ絶ヘズ念頭ヲ離レザル関心事デアッタ
幸ニシテ之等財産ガ元姿ニ復帰スルコトニ相ナッタコトハ農村民復興ノ根幹トナスベキデアル顧ルニ真和志村民ハ当分自村ニ復帰出来難ヒ事情ニ置レル身ニアリナガラ隠忍ヲ重ネ不自由ヲ忍ビツツヨク村長ノ施政ニ協力ヲ続ケツツアリ此ノ不自由ナ生活ハ最後ノ勝利ヲ獲得スルニ役立ツ天ノ試練デアル、此ノ試練ノ中ニアリテ夏期ヲ迎エテ目下一年中ノ食糧対策ニ狂奔スル現情ニアリ此ノ季節ヲ失シテハ食糧増産ノ日ハ来ラズ故ニ各部落ノ土地調査事務ハ八月中迄デハ中止シ、村ノ調査事務ノミヲ早急実施シテハ如何

(ホ)　部落土地調査委員ノ増加
少ナクトモ今六名位ノ増員ヲ必要トス

(ヘ)　村土地調査ニ必要ナ技術員ノ採用
目下天願ノ水道事業ニ活躍中、本村出身前県土木課員ノ普天間直温君ヲ採用シタキコト

（一九四六年―一九六三年土地調査に関する書類綴　土地所有権調査委員会）

一九四六年七月三十日

総務部長

各市町村長殿

字区域変更及改称方ニ関スル件

本月八日附沖総第二二九号ヲ以テ標記ノ件通牒致置候処土地調査事務処理上急ヲ要シ候条若シ貴管内ニ該当字アラバ至急認可申請書御提出相成度
尚該当ナキ場合ハ其旨折返シ御回報相煩度
右及督促候也

（一九四六年―一九五七年土地所有権関係重要文書　真和志村）

真庶発二三七号

一九四六年八月十三日

沖縄知事　志喜屋　孝　信　殿

真和志村長　金　城　和　信

字区域変更及改称許可申請

別紙ノ通リ字区域変更及改称致度候条御許可相成度此段及申請候也

添付書類
・字区域変更の改称調書
・同上ノ説明書
・理由書
・図面

字区域変更及改称調書

一九四六年九月十三日設立

旧			新		人口			摘要
字名	小字数	字名	小字名	現在	要転出	要転入	差引	
識名	二三ノ内七			二四一		七〇	三一一	識名・小又原・上門後・東原・ケプン川・大名・西門原
		繁多川	七	三四二	一〇	一七二	五〇三	繁多川・寒水川原・石田・金城前原・宮里・湧崎原・野座
		真地	六	二三三	一〇	二二〇	三四三	御殿後原・山田・竹下原・御殿・上原・真地

出典：那覇市史資料編第3巻1

上間	仲井真	国場	古波蔵		寄宮	壺川	楚辺	二中前	松尾	与儀	樋川	安里	大道	天久	上之屋	安謝	銘苅	古島	真嘉比	
八	六	一〇ノ内八	一〇ノ内三							一〇ノ内七		一〇ノ内六		一八ノ内一一		一六ノ内九			一一ノ内五	
					三	二	二	一	二		二		七		六		九	五		
二六七	一七八	二六五六	三七九		二六五	五九八	四〇九	二八七	三九三	五六五	三三八	五七三	四二四	四〇三	四二一	四二五	四四二	二〇八	二〇五	
六		六	一六		三	八〇	七一	二六	八五	二九	三九	二七	一	一〇	五六	七	二〇		六	
二一四	六五	三四〇	一七〇		六一	五〇二	二六一	一、〇二七	八五七	二四五	三五二	四七五	二一七	二四六	四二八	一二九	一三三	六四	六四	六二
四七五	二四三	九九〇勝良又・溝原・垣新・後原・瓦屋	五三三	三一四	崎増原・城原・冼田原・宮	一、〇二〇	五九九	一、二八八	一、一六五	七八一	樋川原・神里原	安里原・羽佐真・神無良川・平良・後原・前田	六三〇	銘苅へ一ケ字（穂取謝原）	五四七	八一三	五五五	二六三	一ヶ字ハ銘苅へ（名護松尾原）	二七〇
		国場原・長田・前原・								与儀原・前原・後原・船増原・奥武門・宇			上大道・佐久真・下大道・伊是名・赤マカリ・大石原・佐久真又	一ヶ字ハ天久ヨリ（穂取謝原）一ヶ字ハ真嘉比ヨリ（名護松尾原）真嘉比ヨリ兼本原						

字区域変更及改称調書摘要欄ノ説明

識名	真地	繁多川	上間	仲井真	国場	寄宮	古波蔵	壺川	楚辺	二中前	松尾	計
識名・東原・大名・上門後・西門原・ケブン川・小又	山田・御殿後・上原・竹下・真地原・御殿原	繁多川・石田・ノジャ・宮里・金城前・寒水川前・魚崎	当原・山川・淵下・東原・前田・矢旗・長崎・底田	仲井真・前原・伊地堂・上田・東オフリー・西オフリー	国場・溝原・前原・垣新・瓦屋・後原・勝良又・長田	寄増・冼田・宮城（字与儀）	兼久・行田谷・長作	阿手川・赤畑	真地・美武田	楚辺	石川後・松尾	一二八
与儀	樋川	安里	大道	天久	上之屋	安謝	銘苅	真嘉比	古島	松川		
与儀・宇蘭・後原・船増・奥武門・前原・西原	樋川・神里	安里・前田・平良・後原・神無良川・羽佐間	上大道・下大道・赤マカリ・佐久真又・大石原（識名）・伊是名前（識名）佐久真（字識名）	天久・前原・東原・壺川・赤松尾・水溜・後原・西原・潮満・御嶽門・樋川	上之屋・前田・寺原・西寺原・泊後・後苗代	安謝・前東原・前原・後原・兼久・義理地・東原・西原・港原	銘苅・直禄・多和田・名護松尾・宇久増・港川原・赤田・穂取謝（天久）・兼本原	真嘉比・西原・後原・翠原・前原	真嘉比川・宝口・大神・宇久増・東原	松川・前原・二又原・後原・今帰仁・与那覇堂		

松川						
六ノ内六						
二二八字	七六	五二	八、六三二	五三一	六、三六五	一四、四六六
			三六〇	一四	一五六	五〇二

理由書

本村ノ行政字ハ置県以来沖縄島嶼町村制施行ニ至ル迄デ十二ケ字ニ指定セラレタルモ明治三十七年当時ノ牧志村（字）ハ那覇市ニ編入セラレ十一ケ字トナル然ルニ明治四十二年沖縄県特別町村制施行セラルルヤ字識名ヨリ「繁多川・真地」字古波蔵ヨリ壺川・楚辺、字安謝ヨリ「銘苅」以上五ヶ字ガ分離増加シ十六ケ字トナリ大正九年一般町村制施行ト同時ニ字天久ヨリ上之屋字真嘉比ヨリ古島字安里ヨリ大道字古波蔵ヨリ松尾ノ四ヶ字ガ分離シテ二十ヶ字トナル其後村ノ発展ハ人口ノ増加ニ伴ヒ遂ニ戦前当時ハ二十七ヶ字人口一八、〇二一人ヲ算シ将来益々部落ノ増加発展ヲ予想セラルル処アリタルモ戦争終末ノ結果種々ノ変化ヲ来シ別紙表示ノ通リ現在二十三ヶ字人口八、六三二人ニ縮小ノ止ムナキニ至ル。本村部落ノ変遷ハ以上ニ列記セル通リナルモ右部落ハ単ニ行政運営上ノ便益ニ止マリ其他ノ機構取扱ハ総テ旧字単位ニシテ行政字ト混同シ支障多クシテ完全ナル運営ヲ期スコト甚ダ困難ノ状態ニアリタリ

故ニ今回従来分離発展ヲ遂ゲタル現在二十三ヶ字ヲ基礎トシテ行政運営ヲ計ルト共ニ戸籍及財産ノ表示土地ノ地番地区ニ至ル迄デ右二十三ヶ部落ヲ単位ニ変更及改称ヲナシ以テ村民ノ部落愛ト便益ヲ計ラントス

各部落別土地所有権調査委員配当調

大字名	原名数	行政字名	分担小字数	委員数	摘要
識名	二三	識名	七	五	
		真地	六	五	
		繁多川	七	五	
上間	八	上間	八	五	
仲井真	六	仲井真	六	五	
国場	一〇	国場	八	五	
		寄宮	三	四	大石原ハ大道ヘ
		国場	八	五	

（一九四六年―一九五四年　土地所有権関係重要文書　真和志村）

計	松川	真嘉比	安謝	天久	安里	与儀	古波蔵								
一二八	六	一一	一四	一八	一二	一一	一〇								
	松川	真嘉比	安謝	天久	安里	与儀	楚辺	壺川	中前	松尾	樋川	与儀	大道	安里	天久
一二八	六	五	九	一一	六	七	二	二	一	二	二	八	七	六	一一
一一五	五	五	五	五	五	五	四	五	五	五	五	五	五	五	五
一〇六	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	五	五	五	五
九												東原ノ地名ナシ	元大道原ハ消失		

沖縄民政府指令第一七一号

真和志村

一九四六年八月十三日附真庶発第二三七号申請字区域変更及改称ノ件許可ス

一九四六年九月十三日

沖縄知事　志喜屋　孝信　印

（一九四六年―一九五四年土地所有権関係重要文書　真和志村）

資料 16

久高議長提出資料に対する調査結果

1　提出資料

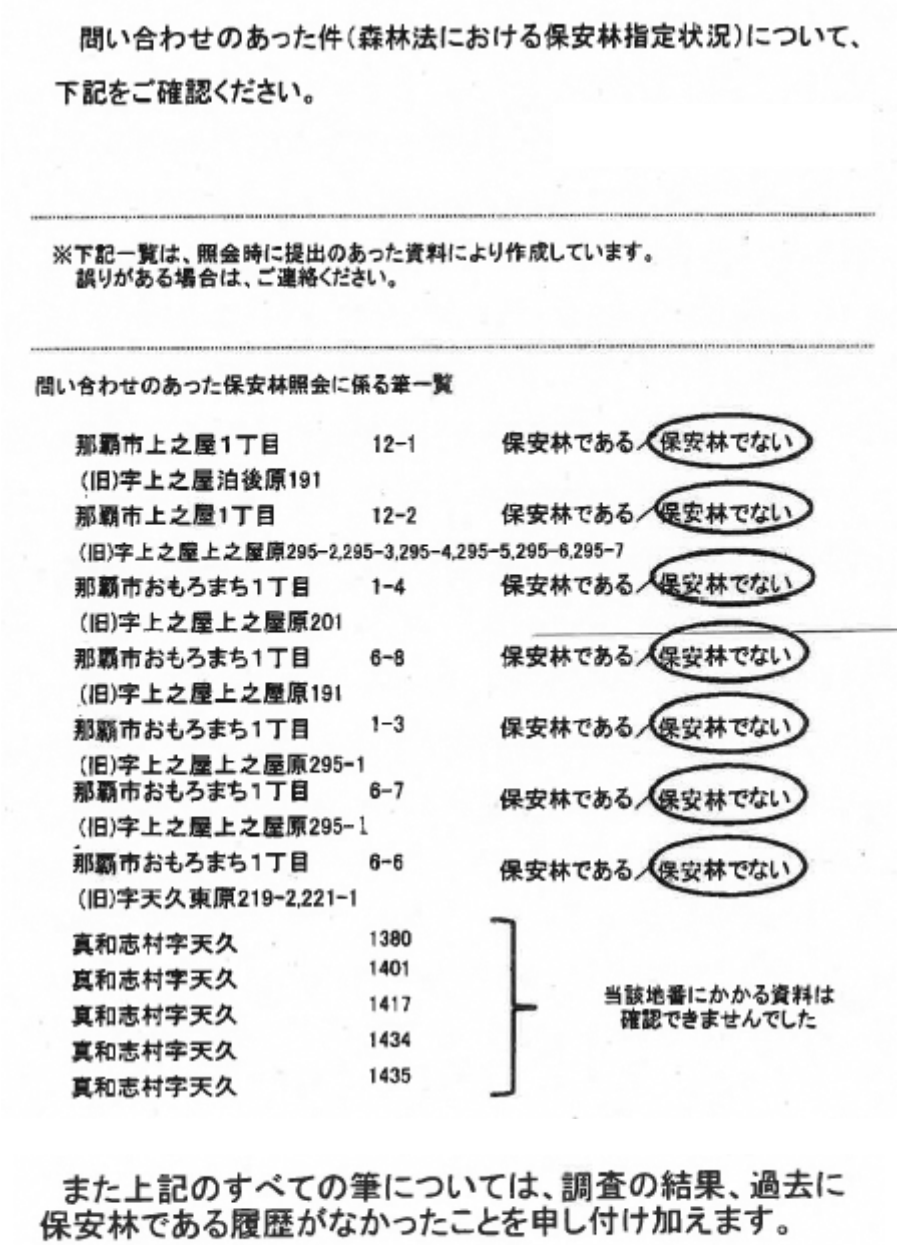

問い合わせのあった件(森林法における保安林指定状況)について、
下記をご確認ください。

※下記一覧は、照会時に提出のあった資料により作成しています。
誤りがある場合は、ご連絡ください。

問い合わせのあった保安林照会に係る筆一覧

那覇市上之屋1丁目 (旧)字上之屋泊後原191	12-1	保安林である／保安林でない
那覇市上之屋1丁目 (旧)字上之屋上之屋原295-2,295-3,295-4,295-5,295-6,295-7	12-2	保安林である／保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原201	1-4	保安林である／保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原191	6-8	保安林である／保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原295-1	1-3	保安林である／保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原295-1	6-7	保安林である／保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字天久東原219-2,221-1	6-6	保安林である／保安林でない
真和志村字天久	1380	当該地番にかかる資料は確認できませんでした
真和志村字天久	1401	
真和志村字天久	1417	
真和志村字天久	1434	
真和志村字天久	1435	

また上記のすべての筆については、調査の結果、過去に
保安林である履歴がなかったことを申し付け加えます。

2　確認結果

(1) ヒアリング部署　沖縄県農林水産部　森林管理課　森林保全班

(2) ヒアリング内容

①一般的な照会では、地番を特定して照会を受け、保安林台帳等と照合を行い、回答する。

②真和志村天久の 5 筆は、現在の地番が特定できなかったため、保安林台帳で確認できなかった旨回答したものである。

③沖縄県の資料等についても、戦争で焼失していたため、1950 年代に琉球森

林法に基づき、保安林を指定し、整備してきた。過去の資料があるものについては、指定の日付が明治になっているものもある。

④沖縄県が日本に復帰する際に、森林法が適用され、保安林台帳を新しく編集してきたところであり、その年代は 1972 年以降である。

⑤戦前に指定されていた保安林が戦後どのように取り扱われたかについては、資料がなく確認できない。

⑥今改めて指定すると改定した場合、過去の資料があるという条件のみで保安林に指定するのではなく、現状が保安林の要件を満たしているものを指定することとなる。